

## (2) 景観形成重点地区を対象とする行為の届出

景観形成重点地区を対象区域とする、届出対象となる行為及び規模等は、次のとおりです。

＜届出対象行為、行為の規模を定める視点＞

- 地区の景観特徴を守ること
- 地区の景観特徴を引き継ぐ建築等の行為を誘導すること
- 現状の景観に調和するものとする
- 景観を阻害するものは取り除く・つぐらないこと

### ①景観形成地区（上小路周辺地区）

＜届出行為の種類と届出対象の規模＞

行為の種類		届出対象の規模
建築物 の新築 等*	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築、改築若しくは移転</li> <li>○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物（建築物に付属する門、塀及び屋外階段を除く。）の新築、増築、改築、移転又は外観、色彩の変更で、外部面積又は床面積の合計（増築、改築については、行為後の合計面積）が10平方メートルを超えるもの</li> </ul>
工作物 の新築 等*	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新設、増築、改築若しくは移転</li> <li>○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次に掲げる建築物に付属する門、塀又は屋外階段の新築、増築、改築、移転又は外観、色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高さが2メートルを超える門</li> <li>イ 高さが1.5メートルを超えるもので、かつ、長さが5メートルを超える塀</li> <li>ウ 高さが5メートルを超える屋外階段</li> </ul> </li> <li>○次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下記に示した*工作物の(1)に規定する工作物で、高さが1.5メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを含む。）</li> <li>イ 下記に示した*工作物の(2)に規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が4メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが4メートルを超えるものを含む。）</li> <li>ウ 下記に示した*工作物の(3)から(5)までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が5メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が5メートルを超えるものを含む。）</li> <li>エ 下記に示した*工作物の(6)に規定する工作物で、高さが10メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超える</li> </ul> </li> </ul>

行為の種類	届出対象の規模
	<p>ものを含む。)</p> <p>オ 下記に示した*工作物の(7)から(11)までに規定する工作物で、高さが5メートルを超えるもの、かつ、築造面積が10平方メートルを超えるもの(増築又は改築後の高さが5メートルを超えるもの、かつ、築造面積が10平方メートルを超えるものを含む。)</p> <p>カ 太陽光パネルを屋根及び地上に設置するもの(ただし、地上に設置する場合は、パネル面積の合計が10平方メートルを超えるもの)</p> <p>キ 上記アからカに該当する工作物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が2分の1以上のもの</p>
○土地の形質の変更	○土地の形質の変更で、当該変更に係る土地の面積が500平方メートル以上のもの(変更後の面積が500平方メートル以上のものを含む。)、又は高さが1.5メートル以上の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
○木竹の伐採	<p>○次に掲げる木竹の伐採又は植栽を除くもの</p> <p>ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採又は植栽</p> <p>エ 仮植した木竹の伐採</p>
適用除外	○届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為については景観法施行令第8条で定める行為とする。

\*建築物:建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物

\*工作物:(1)垣、門、塀、金網、擁壁、石垣その他これらに類するもの

(2)記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの

(3)煙突、排気塔その他これらに類するもの

(4)高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

(5)鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱(次号に該当するものを除く。)

(6)電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物

(7)観覧車、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

(8)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

(9)石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設

(10)自動車等の収納の用途に供する立体的な施設

(11)汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設

(12)太陽光発電設備等その他これらに類するもの

(13)その他市長が指定したもの